

平成30年度 歳入歳出決算のあらまし

全体の概要

1 歳 入

歳入総額は、一般会計^注7,324億円、特別会計^注3,620億円(借換債除き 3,023億円)で、合わせて10,944億円(借換債除き 10,348億円)となり、借換債を除いた前年度の金額に比べ一般会計は、8億円、0.1%減少、特別会計は、1,598億円、112.2%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一般会計	29年度	7,624	7,332	292	83	3
	30年度	7,543	7,324	219	89	3
	増減額	81	8	73	6	0
	増減率	1.1%	0.1%	25.0%	6.6%	3.5%
特別会計	29年度	2,046	2,030	16	36	1
	30年度	3,618	3,620	2	31	7
	増減額	1,572	1,590	18	5	5
	増減率	76.8%	78.3%	113.5%	14.5%	361.9%
合 計	29年度	9,670	9,362	308	120	4
	30年度	11,161	10,944	217	120	10
	増減額	1,491	1,582	91	0	5
	増減率	15.4%	16.9%	29.5%	0.2%	122.6%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

増減率は千円単位の数値を用いて計算しています。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一般会計	29年度	7,624	7,332	292	83	3
	30年度	7,543	7,324	219	89	3
	増減額	81	8	73	6	0
	増減率	1.1%	0.1%	25.0%	6.6%	3.5%
特別会計	29年度	1,441	1,425	16	36	1
	30年度	3,021	3,023	2	31	7
	増減額	1,580	1,598	18	5	5
	増減率	109.7%	112.2%	113.5%	14.5%	361.9%
合 計	29年度	9,065	8,757	308	120	4
	30年度	10,565	10,348	217	120	10
	増減額	1,500	1,591	91	0	5
	増減率	16.5%	18.2%	29.5%	0.2%	122.6%

*29年度は、特別会計において605億円の借換債を発行しています。

30年度は、特別会計において596億円の借換債を発行しています。

増減率は千円単位の数値を用いて計算しています。

2 歳 出

歳出総額は、一般会計 7,157 億円、特別会計 3,566 億円(借換債除き 2,970 億円)で、合わせて 10,723 億円(借換債除き 10,127 億円)となり、借換債を除いた前年度の金額に比べ一般会計は、58 億円、0.8%減少、特別会計は、1,567 億円、111.7%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	29年度	7,624	7,215	409	348	61
	30年度	7,543	7,157	387	345	42
	増減額	81	58	22	4	19
	増減率	1.1%	0.8%	5.4%	1.0%	30.5%
特 別 会 計	29年度	2,046	2,008	38	26	12
	30年度	3,618	3,566	51	25	26
	増減額	1,572	1,558	13	1	15
	増減率	76.8%	77.6%	35.7%	4.6%	125.2%
合 計	29年度	9,670	9,223	447	374	72
	30年度	11,161	10,723	438	369	68
	増減額	1,491	1,500	9	5	4
	増減率	15.4%	16.3%	2.0%	1.3%	5.4%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

増減率は千円単位の数値を用いて計算しています。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

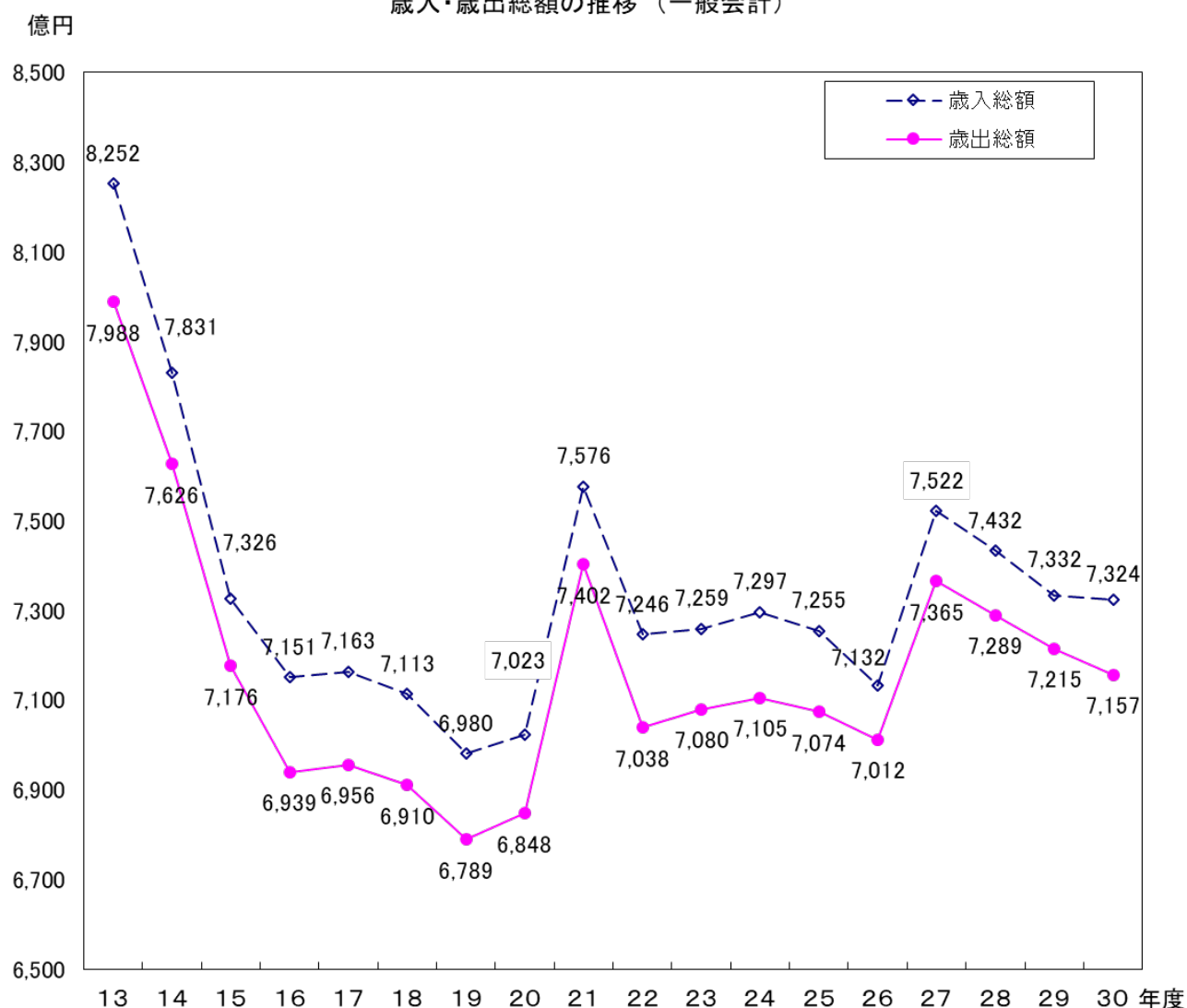
区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	29年度	7,624	7,215	409	348	61
	30年度	7,543	7,157	387	345	42
	増減額	81	58	22	4	19
	増減率	1.1%	0.8%	5.4%	1.0%	30.5%
特 別 会 計	29年度	1,441	1,403	38	26	12
	30年度	3,021	2,970	51	25	26
	増減額	1,580	1,567	13	1	15
	増減率	109.7%	111.7%	35.7%	4.6%	125.2%
合 計	29年度	9,065	8,618	447	374	72
	30年度	10,565	10,127	438	369	68
	増減額	1,500	1,509	9	5	4
	増減率	16.5%	17.5%	2.0%	1.3%	5.4%

*29年度は、特別会計において605億円の借換債を発行しています。

30年度は、特別会計において596億円の借換債を発行しています。

増減率は千円単位の数値を用いて計算しています。

歳入・歳出総額の推移（一般会計）



歳入総額、歳出総額は平成13年度以降、景気の低迷や三位一体改革による地方交付税などの財源圧縮、また、投資的経費の縮減などにより年々減少しました。平成20年度からは、国の景気対策等に伴い増加に転じましたが、平成22年度には国の雇用・経済対策に関する国庫支出金等が減少し、その後は、ほぼ横ばいで推移しました。平成27年度は地方消費税の税率引上げの平年度化などにより増加となりましたが、平成28年度以降は減少傾向となっています。

用語の説明

・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収納未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。

3 収 支

歳入と歳出の差額である**形式収支^注**は、**一般会計 168 億円、特別会計 53 億円**で、**合わせて 221 億円の黒字**となり、形式収支から繰り越すべき財源（一般会計 104 億円、特別会計 3 億円）を差し引いた**実質収支^注**は、**一般会計 64 億円、特別会計 51 億円**で、**合わせて 114 億円の黒字**となっています。

実質収支額は前年度に比べ、**一般会計で 45 億円、特別会計で 32 億円増加**しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	29年度	7,332	7,215	117	98	19
	30年度	7,324	7,157	168	104	64
	増減額	8	58	51	6	45
	増減率	0.1%	0.8%	43.2%	6.1%	237.5%
特 別 会 計	29年度	2,030	2,008	22	3	19
	30年度	3,620	3,566	53	3	51
	増減額	1,590	1,558	32	0	32
	増減率	78.3%	77.6%	144.6%	3.4%	164.7%
合 計	29年度	9,362	9,223	139	101	38
	30年度	10,944	10,723	221	107	114
	増減額	1,582	1,500	82	6	76
	増減率	16.9%	16.3%	59.1%	5.8%	200.8%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

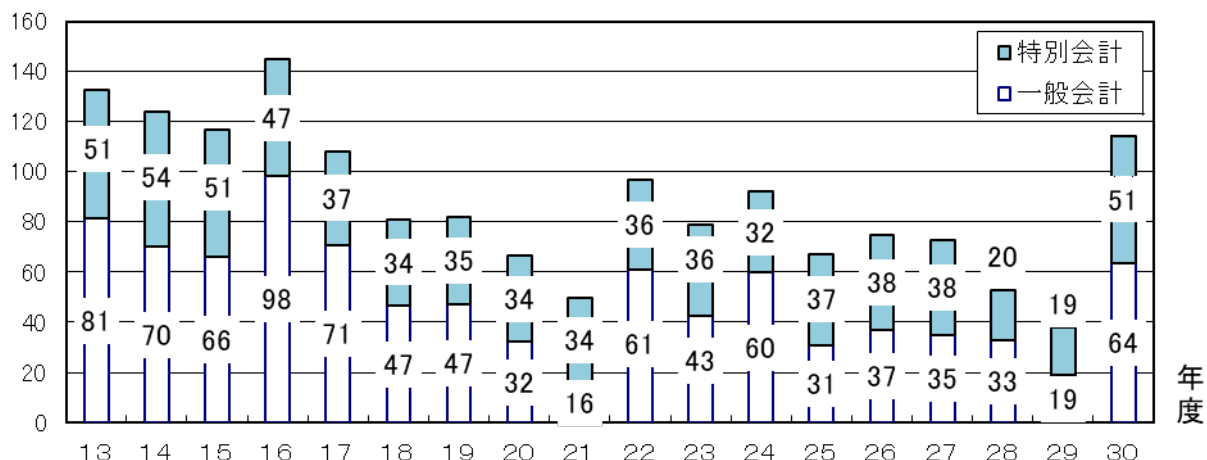
【実質収支額の処分】

一般会計の黒字 64 億円については、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、**31 億 8 千万円**（黒字の 1/2 相当）を、7 月 31 日に**財政調整基金^注**に積み立てました。
（前年度財政調整基金積立額 9 億 5 千万円）

また、残額の 31 億 7 千万円と特別会計の黒字額 51 億円については、令和元年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計+特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）